

川崎市

総合事業

(介護予防・生活支援サービス事業)

のご案内



いつまでも自分らしく暮らすために

地域ですすめる介護予防





川崎市の10年後、25年後はどうなってる？

2020年



75歳以上1人に対して

15~74歳は **7.1人**

15~64歳は6.2人
65~74歳は0.9人

2030年



75歳以上1人に対して

15~74歳は **5.6人**

15~64歳は4.8人
65~74歳は0.7人

2045年



限られた
人材でいかに
支えるか？

介護予防の
効果をいかに
高めるか？



75歳以上1人に対して

15~74歳は **4.3人**

15~64歳は3.5人
65~74歳は0.8人

出展:「国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」川崎市(平成30(2018)年3月)

川崎市の25年後は、現在の約6割の人数で75歳以上の高齢者を支えていく見込みです。

そこで、川崎市では高齢者の社会参加を促進し、元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指し、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を実施します。

総合事業では、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすること、あわせて高齢者の社会参加、介護予防の取組を進めていきます。

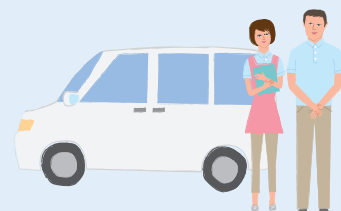


川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

川崎市では、平成28年4月から『介護予防・日常生活支援総合事業』を開始しました。

これは、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険サービスのうち、介護予防給付(介護予防サービス)として全国一律の基準により提供されていた「**介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)**」と「**介護予防通所介護(デイサービス)**」を川崎市が実施する介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)』として実施するものです。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる**介護予防・生活支援サービス事業**と、65歳以上のすべての方が利用できる**一般介護予防事業**を行います。





総合事業についてよくある質問

Q 介護予防・生活支援サービスを利用するにはどうすればいいの？

A お近くの区役所・地区健康福祉ステーションの介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談ください。



Q 要介護の人でも介護予防・生活支援サービスの訪問型・通所型サービスを利用できるの？

A 介護予防・生活支援サービスは、要支援1・2または事業対象者の方が利用できる介護予防のためのサービスです。そのため、要介護1～5の方は介護予防・生活支援サービスをご利用できません。

Q 「事業対象者」は訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できないの？

A 訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できません。介護保険サービスの必要がある方は要介護・要支援認定が必要となります。

Q 一般介護予防事業とは？

A 各区で65歳以上の方ならどなたでも参加いただける健康維持や介護予防に取り組むきっかけづくりのための教室などを実施しています。(一部、要介護・要支援認定を受けていると参加できないものがあります。)



川崎市介護予防・生活支援サービス指定事業所の“探し方”

川崎市内の訪問型サービス・通所型サービスの指定事業所を探すには、「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)が便利です。お住まいの住所や探したいサービス内容から事業所を検索でき、新しく開所する事業所の情報にもアクセスできます。「介護事業所をさがす」をクリックして下図の事業所検索画面から目的の事業所をお探しください。

事業所検索画面 ※運営:公益社団法人かながわ福祉サービス振興会



サービスを選択 画面では、

『要介護度』の「**要支援の方**」または「**その他の方**」を選択してから、下記をチェックしてください。

- 介護予防訪問サービスの事業所を探す場合
 - 訪問型サービス (定率)
- 介護予防通所サービスの事業所を探す場合
 - 通所型サービス (介護予防通所介護担当)
- 介護予防短時間通所サービスの事業所を探す場合
 - 通所型サービス (定率)



介護予防・生活支援サービス事業

利用対象者

- 「要支援1・2」の方
または
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方

事業対象者とは？

訪問型サービスと通所型サービスのみを利用することができる判定区分です。

要介護・要支援認定の結果「非該当」の判定区分となった方等で、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービスを利用する必要があると判定された方です。
(65歳以上のみ)

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、「要支援1・2」の認定を受ける必要があります。



サービスの支給限度額(1か月)

判定区分ごとに1か月あたりの支給限度額が単位数で決められています。利用するサービスによって、1単位の単位が10円～11.12円の範囲内で設定されています。
※支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

判定区分	支給限度額(1か月)	利用できるサービス
要支援2	10,531単位 (約12万円)	介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス
要支援1	5,032単位 (約6万円)	介護予防・生活支援サービス
事業対象者		介護予防・生活支援サービス



訪問型サービス



介護予防型

有資格者のホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と一緒に家事の援助等を行います。

生活援助特化型

川崎市が指定した研修機関で研修を修了したヘルパー(かわさき暮らしサポーター)が利用者と一緒に身体介護を除く家事の援助等を行います。

状態区分	1週あたりの利用時間	利用料(サービス費用の1割)		
		介護予防型	生活援助特化型	併用型*
要支援2	1週120分超	829円/週	581円/週	704円/週
要支援2・要支援1 事業対象者	1週60分超 120分以下	522円/週	365円/週	444円/週
	1週60分以下	262円/週	184円/週	223円/週

※併用型とは、1週の範囲内で、介護予防型と生活援助特化型の両方を利用した場合の金額です。

● サービスを利用するときは、サービス費用の1割から3割を支払います。掲載の金額は負担割合が1割の方の場合です。

● 1日60分を超えて利用する場合は、別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。



通所型サービス



① 介護予防通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

要支援等 状態区分	送迎・入浴の有無	利用料 (サービス費用の1割)	
		月9回～10回 (月額)	月1回～8回 (1回あたりの金額)
要支援2	送迎・入浴あり	3,675円/月	367円/回
	送迎のみあり	3,139円/月	313円/回
	入浴のみあり	2,668円/月	266円/回
	送迎・入浴なし	2,132円/月	213円/回
		月5回 (月額)	月1回～4回 (1回あたりの金額)
要支援1 事業対象者	送迎・入浴あり	1,793円/月	358円/回
	送迎のみあり	1,525円/月	305円/回
	入浴のみあり	1,289円/月	258円/回
	送迎・入浴なし	1,021円/月	204円/回

- 食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。
- サービスを利用するときは、サービス費用の1割から3割を支払います。掲載金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防短時間通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間※で行います。

要支援等 状態区分	送迎・入浴の有無	利用料 (サービス費用の1割)
		月1回～10回 (1回あたりの金額)
要支援2	送迎・入浴あり	314円/回
	送迎のみあり	261円/回
	入浴のみあり	214円/回
	送迎・入浴なし	160円/回
		月1回～月5回 (1回あたりの金額)
要支援1 事業対象者	送迎・入浴あり	308円/回
	送迎のみあり	254円/回
	入浴のみあり	207円/回
	送迎・入浴なし	154円/回



※利用時間は1時間30分からとなりますが、事業所によって異なりますので各事業所にお問い合わせください。

- 食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。
- サービスを利用するときは、サービス費用の1割から3割を支払います。掲載金額は負担割合が1割の方の場合です。

川崎市総合事業の利用の流れ



65歳以上の
すべての方

相談

お近くの区役所・地区健康福祉ステーションの介護保険担当窓口や地域包括支援センターで、目的や希望するサービスを伝えます。



要介護・要支援認定を受けます※

認定結果

要支援1・2の方

非該当の方



基本チェックリストの実施による対象者の判定

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問です。体力や気力などの生活していくうえで必要な生活機能をチェックします(地域包括支援センターで実施します)。



事業対象者

非該当(自立)の方

地域包括支援センター等が介護予防ケアマネジメントを実施 ケアプランの作成

訪問介護・通所介護を希望の方はこちら

介護予防サービス

を利用できます。
(福祉用具貸与、
訪問看護等)

介護予防給付

介護予防・生活支援 サービス事業

を利用できます。

(40~64歳の方は、「要支援1・2」の
認定を受ける必要があります。)

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防 事業

を利用できます。

(65歳以上のすべての
高齢者が利用可能)

※本人が事業対象者の手続きを希望する場合には、認定の申請を行わずに事業対象者の手続きを行うことも可能です。

川崎市総合事業に関するお問い合わせ先

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル

 **0570-040-114**

受付時間 8:30~17:15 月~金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)

お電話の際は「総合事業のリーフレットを見た」とお伝えいただくとスムーズです。

